

(8) 閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	岩 下 陽 一	農地係長兼管理調整係長	吉 村 明 恵
主 査	有 迫 公 三 郎	事 務 補 助 員	酒 井 式 子

議 長 それでは只今から、第22回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、園山委員が所用のため出席できない旨の申し出がありました。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、7番清水委員と8番萩原委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が8件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書8件です。番号1。貸人、湧水町恒次 ○○○○。借人、湧水町恒次 ○○○○。土地の所在 恒次字池添○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和7年2月25日から令和12年2月28日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年3月24日。番号2。貸人、湧水町恒次 ○○○○。借人、湧水町恒次 ○○○○。土地の所在 米永字川路丸○○ 地目は田 面積は○○㎡ ほか2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年3月25日から令和12年2月28日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年3月24日。番号3。貸人 湧水町田尾原 ○○○○。借人、鹿児島市 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 田尾原字天神原○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は有です。契約の期間、平成31年2月1日から令和11年1月31日。解約の理由、規模縮小のため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年3月30日。以下番号4も耕作者 ○○○○氏の規模縮小による解約です。次に番号5。貸人、湧水町恒次 ○○○○。借人、湧水町恒次 ○○○○。土地の所在、恒次字高原○○ 地目は田 面積は○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成28年12月22日から令和8年11月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年4月1日。番号6。貸人、鹿児島市 ○○○○。借人、湧水町恒次 ○○○○。土地の所在 恒次字蛭牟田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外6筆 計7筆 合計面積○○㎡です。

あっせん等の希望は恒次字猪ノ丸〇〇 以外は有です。契約の期間, 令和2年3月25日から令和12年3月31日。解約の理由, 耕作者の都合による。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時期, 令和7年3月31日。番号7。貸人 湧水町川西 〇〇〇〇。借人, 湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在, 川西字前畑〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和7年2月25日から令和17年2月28日。解約の理由, 耕作者が違ったため。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時期, 令和7年4月3日。番号8。貸人 湧水町木場 〇〇〇〇。借人, 湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在, 北方字本堂〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和3年6月25日から令和8年6月30日。解約の理由, 土地を売買するため。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時期, 令和7年4月9日。以上です。

議 長
1 番
事 務 局

只今の事務局の説明に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
1番枠です。番号6と7の解約の理由は具体的にはどういうことですか。
番号6はトラブルがあり解約となったものです。
番号7は地番が間違っていて出されていたためです。

議 長

他にご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長
議 長

ご質問ご意見等が無ければ, 以上で合意解約申出書 を終わります。
次に, 農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局

3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件です。
番号1。権利取得者, 湧水町般若寺 〇〇〇〇。権利取得日, 令和6年7月26日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 般若寺橋口〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者, 霧島市横川町 〇〇〇〇。権利取得日, 令和7年2月12日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 稲葉崎原田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外6筆 計7筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者, 湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。権利取得日, 令和7年2月12日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 稲葉崎村内〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号4。権利取得者, 湧水町米永 〇〇〇〇。権利取得日, 令和7年2月19日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 米永山崎〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外3筆 計4筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の

希望は無です。次に番号5。権利取得者，豊橋市多米中町 〇〇〇〇。権利取得日，令和7年2月28日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，川西御手洗〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号6。権利取得者，福岡市西区 〇〇〇〇。権利取得日，令和6年8月22日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，田尾原上原〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外3筆 計4筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ，以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長 以上で事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第212号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事 務 局 4ページです。日程第1 議案第212号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(1)利用権設定。整理番号1号から整理番号9号です。下の地区別集計表をご覧いただきたいと思えます。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が13,084㎡，畑が15,734㎡，合計28,818㎡です。次に5ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田4,847㎡，畑15,734㎡，計20,581㎡。次に使用貸借分の田8,237㎡。合計で田が13,084㎡，畑15,734㎡，計28,818㎡です。詳細は6ページから8ページに記載してありますので，お目通しください。以上です。

議 長 整理番号1号から整理番号9号を審査します。整理番号1号から整理番号9号までの事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号1号から整理番号9号については，承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号9号については，承認することに決定しました。

議 長 以上で，農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。

議 長 次に，日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について を議題と

します。議案第213号から議案第226号までの14議案を一括上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

9ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第213号。権利, 所有権移転。土地の所在, 中津川字瀧ノ元〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人, 湧水町中津川 〇〇〇〇。受人, 湧水町中津川 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇円です。次に議案第214号。権利, 所有権移転。土地の所在, 鶴丸字前田〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人, 湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人, 湧水町鶴丸 〇〇〇〇。請け人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2 申請事由は相手方の要望。無償譲渡です。次に議案第215号。権利, 所有権移転。土地の所在, 川西字走馬〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人, 湧水町中津川 〇〇〇〇。受人, 湧水町川添 〇〇〇〇。労力総数1。申請事由は新規就農。売買価格は〇〇円です。次に議案第216号。権利, 使用貸借権。土地の所在, 般若寺字井尻〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人, 始良市 〇〇〇〇。受人, 湧水町般若寺 〇〇〇〇。労力総数3。申請事由は新規就農。貸借期間は〇〇年で使用貸借となります。次に議案第217号。権利, 所有権移転。土地の所在, 北方字本堂〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ です。渡人, 湧水町北方 〇〇〇〇。受人, 湧水町北方 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇円です。次に議案第218号。権利, 所有権移転。土地の所在, 北方字本堂〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人, 湧水町木場 〇〇〇〇。受人, 湧水町北方 〇〇〇〇。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇円です。11ページをお開きください。議案第219号。権利, 所有権移転。土地の所在, 木場字下佐牟田〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人, 湧水町木場 〇〇〇〇。受人, 湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は交換して農地集約です。次に議案第220号。権利, 所有権移転。土地の所在, 木場字下佐牟田〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人, 湧水町木場 〇〇〇〇。受人, 湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数3。申請事由は交換して農地集約です。次に議案第221号。権利, 所有権移転。土地の所在, 恒次字池添〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人, 湧水町恒次 〇〇〇〇。受人, 湧水町恒次 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大です。売買価格は〇〇円です。次に議案第222号。権利, 所有権移転。土

地の所在，恒次字辻〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡ 外8筆 田7筆 畑2筆の計9筆 合計面積〇〇㎡の農振内・農振外の農地です。渡人，福井県敦賀市 〇〇〇〇。受人，湧水町恒次 〇〇〇〇。請け人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1 申請事由は譲渡人の要望。親戚間の贈与です。次に議案第223号。権利，所有権移転。土地の所在，米永字川路丸〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆、合計面積〇〇㎡です。渡人，湧水町恒次 〇〇〇〇。受人，始良市 〇〇〇〇。労力総数1。申請事由は新規就農。売買価格は10aあたり〇〇円です。次に議案第224号。権利，所有権移転。土地の所在，幸田字樋掛〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人，湧水町幸田 〇〇〇〇。受人，湧水町幸田 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数4。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇円です。次に13ページをお開きください。議案第225号。権利，所有権移転。土地の所在，幸田字瀬口〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人，東京都西多摩郡瑞穂町 〇〇〇〇。受人，湧水町幸田 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大です。贈与です。次に議案第226号。権利，賃借権。土地の所在，木場字永迫〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，霧島市隼人町 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大です。貸借期間は〇〇年で賃借料は年〇〇円です。以上です。

- 議 長 農地法第3条の許可区分は，湧水町農業委員会です。
- 議 長 順を追って審議します。
- 議 長 まず，議案第213号について審議します。議案第213号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。
- 8 番 8番萩原が報告します。農地法第3条に係る議案第213号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第213号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 213 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 214 号について審議します。議案第 214 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番萩原が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 214 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、4 ページから 5 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 214 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 214 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 215 号について審議します。議案第 215 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7 番 7 番清水が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 215 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、6 ページから 7 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 215 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 215 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 216 号について審議します。議案第 216 号についても、現地

調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7 番 7番清水が報告します。農地法第3条に係る議案第216号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の8ページから10ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第216号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第216号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に、議案第217号について審議します。議案第217号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2番福島が報告します。農地法第3条に係る議案第217号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の11ページから13ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第217号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第217号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に、議案第218号について審議します。議案第218号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2番福島が報告します。農地法第3条に係る議案第218号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議

案参考資料の 11 ページ, 14 ページから 15 ページをご参照ください。
調査事項の中で, 現況地目は田です。地域との調和要件は, すべて整っており特に問題はありません。指導事項については, 特にありませんでした。
調査意見は, 許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ, 議案第 218 号は調査委員の報告は許可相当ということ
です。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 218 号につきましては, 許可相当と認め許可
することに決定しました。

議 長 次に, 議案第 219 号について審議します。議案第 219 号についても, 現地
調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番萩原が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 219 号の現地調査の報
告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議
案参考資料の 11 ページ, 16 ページから 17 ページをご参照ください。
調査事項の中で, 現況地目は畑です。地域との調和要件は, すべて整っ
ており特に問題はありません。指導事項については, 特にありませんでした。
調査意見は, 許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ, 議案第 219 号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 219 号につきましては, 許可相当と認め許可
することに決定しました。

議 長 次に, 議案第 220 号について審議します。議案第 220 号についても, 現地
調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番萩原が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 220 号の現地調査の報
告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議
案参考資料の 11 ページ, 18 ページから 19 ページをご参照ください。
調査事項の中で, 現況地目は畑です。地域との調和要件は, すべて整っ
ており特に問題はありません。指導事項については, 特にありませんでした。
調査意見は, 許可相当と見ました。以上報告します。

- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 220 号は調査委員の報告は許可相当という
ことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 220 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 221 号について審議します。議案第 221 号についても、現地
調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 2 番 2 番福島が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 221 号の現地調査の報
告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議
案参考資料の 11 ページ、20 ページから 21 ページをご参照ください。
調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整って
おり特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。
調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 221 号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 221 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 222 号について審議します。議案第 222 号についても、現地
調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 2 番 2 番福島が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 222 号の現地調査の報
告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議
案参考資料の 11 ページ、22 ページから 27 ページをご参照ください。
調査事項の中で、現況地目は畑及び田です。地域との調和要件は、すべて
整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありません
でした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 222 号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 222 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 223 号について審議します。議案第 223 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番福島が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 223 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 11 ページ、28 ページから 29 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 223 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 223 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 224 号について審議します。議案第 224 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番福島が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 224 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 11 ページ、30 ページから 31 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 224 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 224 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 225 号について審議します。議案第 225 号についても、現地

調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2番福島が報告します。農地法第3条に係る議案第225号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の11ページ、32ページから35ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第225号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第225号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に、議案第226号について審議します。議案第226号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7 番 7番清水が報告します。農地法第3条に係る議案第226号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の36ページから38ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第226号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第226号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 以上で、農地法第3条の規定による許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について に移ります。町長から意見を求められています。議案第227号から議案第228号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

- 事務局 14ページです。日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について。議案第227号。願出人、湧水町中津川 ○○○○。土地の所在、中津川字柳沼○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。利用目的は通路と駐車場です。変更の理由は、通路・駐車場として利用したいため申請地を除外したいとのことです。次に議案第228号。願出人 湧水町中津川 ○○○○。土地の所在 中津川字柳沼○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。利用目的は貸家住宅です。変更の理由は、住宅用地として利用したいため申請地を除外したいとのことです。以上です。
- 議長 長 まず、議案第227号を審議します。議案第227号につきましては、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。
- 7 番 7番清水が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更 除外 に係る議案第227号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の39ページから44ページをご参照ください。申し出の内容は、通路・駐車場への転用による農用地区域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき、除外に係る6要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は畑、東は水路、南は道路、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の6要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思われまます。以上報告します。
- 議長 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- 9 番 9番神掛です。中津川○○は何が植えてありますか。
- 事務局 中津川○○、○○、○○は、元々○○の1筆となっておりましたが、○○に家を建てるとのことで分筆しております。除外の現地調査も行い除外可で産業振興課に回答したところでしたが、県よりその除外は出来ず、中津川○○、○○、○○も併せて除外しないといけないと回答があり、今回○○の回りの除外申請がされたところです。
- 10 番 10番中尾です。貸家となっておりますが、会社関係が利用するのですか。
- 事務局 貸家となっておりますが、個人の方が建てます。○○さんとは別の方になります。○○さんが除外をして、売買することになると思われまます。除外が通れば5条申請になると思います。
- 10 番 転用行為者がやるべきではないかと思うのですが。
- 事務局 除外も転用する方が申請するとの認識であります。当初、中津川○○に○○さんが住宅を建てるとのことでしたが、そこだけの除外は難しいと

県から見解が示され、周囲の〇〇さんのところも除外しないといけないため、今回、〇〇さんが貸家住宅を建設するため申請されたものです。

議長 他にご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 質問・ご意見等がなければ、農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 227 号につきましては、農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議長 次に、議案第 228 号を審議します。議案第 228 号につきましては、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

7 番 7 番清水が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更 除外 に係る議案第 228 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 39 ページ、45 ページから 49 ページをご参照ください。申し出の内容は、貸家住宅への転用による農用地区域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき、除外に係る 6 要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は雑種地、東は雑種地、南は畑、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の 6 要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思われま。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問・ご意見等がなければ、農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 228 号につきましては、農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議長 以上で、農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について を終わります。

議長 次に、日程第 4 農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更 申し

出の意見決定について を議題とします。町長から意見を求められています。議案第 229 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

15 ページです。日程第 4 農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更 申し出の意見決定について。議案第 229 号。土地の所在、田尾原字皆田ヶ山〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外 2 筆 計 3 筆 合計面積〇〇㎡です。転用行為者は湧水町米永の〇〇〇〇です。用途は農業用施設の設置 牛舎増設、堆肥攪拌機施設の設置、家畜防疫対処施設用地です。変更理由は隣接する〇〇牧場が手狭となっていることから、飼養環境の改善と飼養管理の効率化を図り、加えて飼養頭数の増加による経営の強化に資するため、当該農地を取得し牛舎を増設したいため。また、〇〇牧場の付帯施設として堆肥置場を有しているが、同施設が飽和所帯であることから別途堆肥攪拌機を備えた施設を設けて業務の効率化による経営強化を図りたい。更に、〇〇牧場で家畜の疫病が発生し、蔓延を防止するための防疫施設の設置や殺処分等の必要が生じた場合の対処施設として一定の用地を確保したいためです。添付書類に土地利用図がありました。以上です。

議長

それでは順を追って審議します。議案第 229 号につきましては、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番

2 番福島が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更 用途変更区分に係る議案第 229 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 50 ページから 55 ページをご参照ください。申し出の内容は、疫病等対応施設、堆肥製造施設、牛舎への転用による用途区分変更申し出です。調査は、農振法に基づき用途区分変更に係る 6 要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は宅地、東は山林、南は田、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の 6 要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の用途区分変更はやむを得ないと思われまます。以上報告します。

議長

只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等なければ、議案第 229 号は調査委員の報告は農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更、やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更、やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第 229 号につきましては、農業振興地域整備計

画の一部変更 用途区分変更, やむを得ないと認め, 町長に回答することに決定しました。

議 長 以上で, 農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更 申し出の意見決定について を終わります。

議 長 日程第 5 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 230 号から議案第 233 号までの 4 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 16 ページです。日程第 5 農地法第 5 条の規定による許可申請について。議案第 230 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 田尾原字皆田ケ山〇〇地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。農地区分は農用地区域内農地です。渡人, 湧水町木場 〇〇〇〇。受人, 湧水町米永 〇〇〇〇。形態は所有権, 用途施設は牛舎 施設面積は〇〇㎡です。申請事由は議案第 229 号でも申しましたが, 現牧場が手狭になったことによる牛舎の増設です。添付書類として位置図・配置図・土地改良区同意書等がありました。次, 議案第 231 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 田尾原字皆田ケ山〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。農地区分は農用地区域内農地です。渡人, 湧水町田尾原 〇〇〇〇。受人, 湧水町米永 〇〇〇〇。形態は所有権, 用途施設は堆肥製造施設 施設面積は〇〇㎡です。申請事由は議案第 229 号でも申しましたが, 牧場と付帯している堆肥置場が飽和状態であるため、別途堆肥攪拌機を備えた施設を設けて業務の効率化による経営の強化に資するためです。添付書類として位置図・配置図・土地改良区同意書等がありました。17 ページをお開きください。議案第 232 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 田尾原字皆田ケ山〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。農地区分は農用地区域内農地です。渡人, 湧水町田尾原 〇〇〇〇。受人, 湧水町米永 〇〇〇〇。形態は所有権, 用途施設は疫病等対応施設 施設面積は〇〇㎡です。申請事由は議案第 229 号でも申しましたが, 家畜の疫病が発生した場合の蔓延を防止するための防疫施設や殺処分への対応施設として用地を確保するものです。次に議案第 233 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 田尾原字下原〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。農地区分は 2 種です。渡人, 湧水町田尾原 〇〇〇〇。受人, 湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。形態は所有権。用途施設は貸社宅・資材置場。施設面積は〇〇㎡です。申請事由は申請地に経営している建設業のための社宅・資材置場を建設し、雇用拡大・事業拡大による経営安定を図るものです。添付書類として位置図・配置図・事業計画書等がありました。以上です。

議 長 農地法第 5 条の許可区分は, 湧水町農業委員会です。

- 議 長 それでは、順を追って審議します。まず議案第 230 号を審議します。議案第 230 号につきましては、先の議案第 229 号において、現地調査の報告がなされていますので、事務局から報告いたします。
- 事 務 局 事務局より報告します。農地法第 5 条に係る議案第 230 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 56 ページから 59 ページをご参照ください。先ほど委員より報告もありましたが、農用地区域内のため、今回は農振除外の調査も同時に行っております。周囲の状況は、北は宅地、東は山林、南は田、西は山林です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 230 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、農用地区域内農地であることから、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 230 号につきましては、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、許可することに決定しました。
- 議 長 次に議案第 231 号を審議します。議案第 231 号についても、先の議案第 229 号において現地調査の報告がなされていますので、事務局から報告いたします。
- 事 務 局 事務局より報告します。農地法第 5 条に係る議案第 231 号の現地調査の報告をいたします。議案書と議案参考資料は先ほどと同じです。周囲の状況は、北は田、東は山林、南は田、西は山林です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、先ほどと同じです。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 231 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、農用地区域内農地であることから、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 231 号につきましては、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、許可することに決定しました。

議 長 次に議案第 232 号を審議します。議案第 232 号についても、先の議案第 229 号において現地調査の報告がなされていますので、事務局から報告いたします。

事務局 事務局より報告します。農地法第 5 条に係る議案第 232 号の現地調査の報告をいたします。議案書と議案参考資料は先ほどと同じです。周囲の状況は、北は田、東は山林、南は田、西は山林です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、先ほどと同じです。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 232 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、農用地区域内農地であることから、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 232 号につきましては、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、許可することに決定しました。

1 番 1 番柵です。確認ですが、用途区分変更と同時に出されていますが、許可日はどうなりますか。

事務局 常設審議委員会への諮問後、農用地利用計画の変更決定日に合わせて許可することとなります。

1 番 わかりました。

議 長 他にご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 次に議案第 233 号を審議します。議案第 233 号につきましては、令和 6 年 1 1 月 2 6 日開催の第 1 7 回定例総会の議案第 159 号農業振興地域整備計

画の一部変更 除外申し出の意見決定において、現地調査の報告がなされていますので、今回は、事務局から報告いたします。

事務局

事務局より報告します。農地法第5条に係る議案第233号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の60ページから62ページをご参照ください。こちらは、第17回定例総会の議案第159号、農業振興地域整備計画の一部変更 除外申し出の意見決定において、現地調査の報告がありました。周囲の状況は、北は宅地、東は畑、南は道路、西は宅地です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長

只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等がなければ、議案第233号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第233号につきましては、許可することに決定しました。

議長

以上で、農地法第5条の規定による許可申請について を終わります。

議長

日程第6 農地転用 事業計画変更申請についてを議題とします。議案第234号を一程します。事務局の説明を求めます。

議長

18 ページです。日程第6 農地転用 事業計画変更申請について。議案第234号。申請人、宮崎県小林市の〇〇〇〇です。所在、変更前、恒次米ガミ〇〇 他〇〇筆。変更後、恒次米ガミ〇〇他〇〇筆です。農地嵩上げ分を追加しました。変更後の面積は、田〇〇筆、畑〇〇筆の計〇〇筆で合計面積は〇〇㎡です。転用目的は、変更前が管理型最終処分場、変更後は管理型最終処分場に土砂の処分場を加えてあります。変更内容は、九州農政局の指示により、平成26年11月17日で許可された管理型最終処分場の5条許可について、土砂処分場（農地嵩上げ）部分も含む形にすることと、当初の計画より工期が変更となっているため、工期の変更を行うようとの指示があり、今回、農地転用の事業計画変更を行うものです。変更理由は、東京オリンピック、大阪万博の大規模事業による資材高騰が続いていたこと、公共管理型埋立処分場が先行して稼働したことにより、着工のタイミングを見極めていた。昨年より物価が安定してきたことと、先行した

処分場の稼働終了時期が4年後に迫ってきたことを踏まえて現在の着工手続きとなったためです。よって、今回の事業計画変更申請は、当初計画に土砂処分場も含めた形にすること、工期の変更を行うことの2点になります。以上です。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第234号は、事務局の説明では管理型最終処分場の計画に、農地嵩上げ部分も記載した計画とし、また、当初計画より工期が変更となる内容の事業計画変更ということです。許可相当と認め、農地転用事業計画変更申請面積が2ヘクタールを超えることから、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって議案第234号の農地転用事業計画変更申請については、県知事に進達することに決定しました。

議長 以上で、農地転用事業計画変更申請について を終わります。

議長 日程第7 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第235号から議案第240号までの6議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 19 ページです。日程第7 非農地証明願の申請審議について。議案第235号。願出人、湧水町鶴丸 ○○○○。土地の所在、鶴丸字頭無し○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして申請地は昭和40年頃から耕作放棄され原野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第3号、第6号です。次に議案第236号。願出人、湧水町米永 ○○○○。土地の所在、米永字芹牟田○○ 地目は田 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、昭和55年頃から耕作放棄され原野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号、第3号、第4号、第6号です。次に議案第237号。願出人、東京都渋谷区 ○○○○。土地の所在、幸田字茶屋本○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、死亡した祖父・○○○○が、昭和45年頃から建物を建築しており、宅地化している。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第10号です。次に議案第238号。願出人、東京都渋谷区 ○○○○。土地の所在、幸田字茶屋本○○○○ 地目は田 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、死亡した祖父・○○○○が、昭和55年頃から建物を建築してお

り、宅地化している。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第10号です。次に議案第239号。願出人，香川県丸亀市 ○○○○。土地の所在，米永字内ノ丸○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆計2筆 合計○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして申請地は平成10年頃から耕作放棄され鳥獣被害もあり、原野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第3号，第6号，第7号です。次に議案第240号。願出人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在，米永字川路丸○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆計2筆 合計○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして申請地は平成15年頃から耕作放棄され鳥獣被害もあり、原野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第3号，第6号，第7号です。以上です。

議長 順を追って審議します。まず，議案第235号を審議します。議案第235号については現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

8番 8番萩原が報告します。非農地証明願いに係る議案第235号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の68ページから71ページをご参照ください。調査意見は，申請地は昭和40年頃より耕作放棄され原野化しており，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第3号，第6号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ，議案第235号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案235号につきましては，非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に，議案第236号について審議します。議案第236号につきましても現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

7番 7番清水が報告します。非農地証明願いに係る議案第236号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告

書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の72ページから75ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和55年頃より耕作放棄され原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第4号、第6号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第236号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案236号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第237号について審議します。議案第237号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

2 番 2番福島が報告します。非農地証明願いに係る議案第237号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の72ページ、76ページから78ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和45年頃より建物を建築し、宅地としてすでに利用されており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は道路、宅地等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第10号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第237号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案237号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

- 議 長 次に、議案第 238 号について審議します。議案第 238 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 2 番 2 番福島が報告します。非農地証明願いに係る議案第 238 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 72 ページ、77 ページから 79 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和 55 年頃より建物を建築し、宅地としてすでに利用されており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は道路、宅地等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 10 号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- 9 番 9 番神掛です。237 号と 238 号は一本化して申請できなかったものですか。建築年度が異なっていたため別々に申請したところですか。一本化して申請してもよかったと思っております。
- 事務局
- 議 長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 238 号については調査委員の報告は非農地判定ということですか。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案 238 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 239 号について審議します。議案第 239 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 2 番 2 番福島が報告します。非農地証明願いに係る議案第 239 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 72 ページ、80 ページから 82 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成 10 年頃より耕作放棄され鳥獣被害もあり原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

- 議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 239 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案 239 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 240 号について審議します。議案第 240 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 2 番 2 番福島が報告します。非農地証明願いに係る議案第 240 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 72 ページ、80 ページから 81 ページ、83 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成 15 年頃より耕作放棄され鳥獣被害もあり原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 240 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案 240 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。
- 事務局 21 ページです。日程第 8 農地利用状況調査に係る非農地決定について。議案第 241 号。対象地区は、轟地区になります。土地の所在、田尾原城ヶ鼻〇〇 地目は田、面積は〇〇㎡ 外 田が 36 筆、畑が 29 筆、合計 65 筆の〇〇㎡になります。詳細については、議案書の 21 ページから 24 ページ、および議案参考資料の 84 ページから 92 ページをご参照ください。非農地とする理由としまして、令和 6 年度の利用状況調査におきまし

て、興邊委員，山口委員，西推進委員の現地確認により，山林や原野であると確認され，今回非農地決定を行うものであります。以上です。

議 長 只今の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，議案第 241 号については非農地と決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案 241 号につきましては，非農地とすることに決定しました。

議 長 以上で，農地利用状況調査に係る非農地決定について を終わります。

議 長 日程第 9 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。議案第 242 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 25 ページです。日程第 9 議案第 242 号，地域農業経営基盤強化促進計画（案）の関係機関の意見について。令和 7 年 3 月に湧水町長より地域農業経営基盤強化促進計画の案（地域計画）について，農業委員会の意見を求められておりました。経緯については，監理官より説明いただきます。

監理官 経緯について概要を説明申し上げます。3 月の総会前に産業振興課より相談がありまして，地域計画については農業委員会の意見を踏まえて 3 月 31 日までに公告，決定をする必要があります。農業委員会の意見書が 3 月中に欲しいということでありまして，重村会長，梶代理と事務局で協議を行いました。計画書の内容ができていないのであれば，4 月の定例総会で内容説明することとし，3 月までの日付で「意見なし」で回答してもよいのではないかとこの協議結果になりました。このことから，3 月 27 日付で湧水町長に対しまして「意見なし」で回答をしたところです。今回，計画書が完成したことから，本日改めて議案として上程したところです。

議 長 ここで，地域計画について 産業振興課の説明を求めます。

産振課長 地域計画策定にあたり，地区座談会とかご協力いただき改めて感謝申し上げます。国の方でこの地域計画を年度内に完成しなさいということで策定を進めておりました。その分が完成しましたので，内容等について担当より説明させていただきます。お手元に資料を配布しておりますので，資料に基づき説明をさせていただきます。

産振担当 資料に基づき説明します。資料 1，1 ページをお開き下さい。地域内の農業を担う者集計表ということで載せてあります。湧水町では 14 地区に地域計画を分けまして，筆数で 10,471 筆，面積が 1,371.2 ヘクタールと集計がなったところです。認定農業者が 147 名とありますが，認定農業者の方も北方を作ったり，幸田を作ったりと入り込んでいる関係で 147 名となっ

ています。耕作者数は2,703名となっています。次に2ページです。参考資料5-2号の資料です。この計画が今回地域計画の内容になります。参考までに北方地区の計画を皆さんにお示ししております。1の地域における農業の将来の在り方ということで内容が書いてあります。面積につきましては、区域内の農用地等面積157ヘクタールとなっています。次に3ページをお開き下さい。4に地域内の農業を担う者一覧として、人数が多いため別紙のとおりとし、5ページから一覧表を載せてあります。一覧表の農業を担う者ということで、氏名を通常は載せてありますが、個人名は公表しないということでなっており、この資料では公表はされておられません。ホームページ等にも公表していますが、その部分もこのような形で公表されていますのでご理解いただければと思います。この地域計画の内容について、各地区で実情に合わせて記載しております。各地域で文言が違ったり、水田の面積が割合が違ったりしますのでご了承いただければと思います。続いて11ページをお開き下さい。地図を載せてあります。今回、このような形で目標地図を作っております。耕作の面積、筆数に対して載せてあります。色付けは耕作者ごとで色分けがされています。今回、このような形で作成し公表しているところです。続いて12ページです。地域計画については、次世代に農地を引き継いでいくため、毎年変更していきましようということで、国が地域計画の変更についてマニュアルを出しております。その資料を12ページから添付しているところです。地域計画は3月31日をもって策定したということで、これを10年後、また毎年毎年内容を変更しながら将来に向けて完成させるというものになります。地域計画の策定については、農業委員会、建設課の耕地係と連携を図りながら、内容を詰めながら、作成を随時していきたいと考えています。それに伴い、農業委員会の推進委員さんにも色々協力をもらうこともあります。今後もよろしくお願ひします。14ページをお開き下さい。地域計画の変更のフローを掲載してあります。図がありますが、左側に当初、地域計画を策定、今現在がここになります。そこから変更、進捗の整理をしながら課題解決に向けて変更の内容を協議していくことになると思います。地域計画の変更についても、今回のように変更があったら座談会を開いて、また皆さんと協議をして、関係団体に意見聴取をして、最終的に公告をしてはじめて変更という形になります。その時はよろしくお願ひしたいと思います。15ページには地域計画の変更ということで、このような時には変更をする必要がありますよということで記載しておりますのでご確認をお願ひします。説明については以上です。

議 長

只今の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

1 番 1 番柁です。農業委員会の意見決定というのは、総会の場で議長がこのように決定しますと言った段階が決定となりますので、農業委員会は合議制をとっておりますから、会で皆さんが知らないといけない。今後は、3月中であれば3月の定例総会に間に合うように出させていただきたいということと、促進計画（案）ということで別紙のとおりと書いてありますが、地図が主だと思いますが、皆さんに配るのは大変ですから、1部なり農業委員会の事務局のほうに、これが地図ですよと置いていただければ、来た時にそれを見るチャンスがあるということに自分たちもなります。今後は、連携を密にしてと言いましたが、出来た分だけでも事務局に持ってくるか、創意工夫をしながら、また来年も変更があればあることですから、3月の定例総会までに、10日までに計画の変更案が届くようにしていただければ非常にありがたいと思います。

産振課長 柁さんからお話がありましたとおり、今後は、先ほど説明させていただいたとおり、変更は常時していかないといけないというところが出てきますので、十分猶予を持ちながらやっていきたいと思っておりますので、誠に申し訳ありませんでした。

議長 他にないですか。

9 番 9 番神掛です。地域計画というのがあって、北方地区が出ていますが、他の地区は出ていないのでよくわからなくて、図面もよく見えないので、はっきりとわかりののですが、地域計画などは、どこで見せてもらえるのですか。

藤 垣 今回は14地区全部作っております。14地区分を今回は載せないで、参考的に北方地区の分を資料として添付させていただきました。必要があれば産業振興課の方でペーパーとして、もちろん公表もされている案件ですので、その分については資料提供等もできるかと思っております。先ほど柁さんからも話がありましたとおり、農業委員会の方にも地図もちょっと大きくして、これでは見ても見づらい部分もあるので、その辺のところは対応させていただきたいと思っております。あともう1点が、農業を担う者については、個人の名前が公には公表できません。農業委員会の委員の方々はどうしてもあっせんとか、色々農業委員としての活動される場合については、個別にここは誰になっていますよと情報提供はさせていただきたいと考えています。以上です。

議長 他にないですか。

(なしの声あり)

議長 他にご質問、ご意見等がなければ、議案第242号につきましては、事前に私と代理の方で同意をいたしまして、意見なしで回答しております。その

ことについて、皆様から承諾いただけるかどうかお諮りしたいと思います。
事前に回答したことについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 242 号につきましては、意見なしとして決定したことに承諾することに決定しました。

議 長 以上で、地域農業経営基盤強化促進計画(案)に係る意見聴取についてを終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

10 番 10 番中尾です。農業委員の辞任に伴い、上川西が欠員となっておりますが、今後、公募の計画はないのですか。ぜひ委員を公募してほしいのですが、私の意見としては。

事務局 上川西地区の委員が欠員となっているとのことで募集をしてほしいとのことでしたが、残りの任期も1年以上ありますので、募集をする形で動きたいと思います。

1 番 1 番柗です。農地あっせんによく回っているのですが、農地バンクは嫌だという人がけっこう多くて、農地法の3条でももらえないかということです。代書屋にそのまま紹介すると1筆代書料が〇〇円かかります。自分たちが農地法の3条をその人に書かせれば別段いいわけですので、指導はこちらがしてですね。農地法の3条申請の書き方を、この次か、その次でもいいですので3条申請の書き方を早い時期に研修をしてほしいです。

事務局 3条申請の問い合わせが多いとのことでしたので、3条申請の書き方の勉強会を早い段階で行いたいと思います。

議 長 他にないですか。

(なしの声あり)

議 長 他になければ、その他農政一般事項についてを終わります。

議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第22回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前11時54分